

東由利村報

No. 25

3 2 . 8 . 5

発行所 秋田県東由利村役場

印刷所 株式会社本間印刷所

お盆は新暦で

さきに公民館でお盆について協議会を開き、今年のお盆は新暦一十月おくれ(八月十三日)で行うことにし次のような申合せをした。

- ▼家庭のお盆はできるだけ簡素に行う。
- ▼初棚の接待は酒を用いず茶菓で、供物は線香、ローソク程度とする。
- ▼回礼は廃止する。

農委の推薦、追加予算を議決

役場位置を23日から変更

第五回村議会臨時会

第五回村議会臨時会は七月二十日役場に招集され、役場位置、支所設置条例の一部改正、村歳入歳出追加更正予算など八件を原案可決した。主な提出議案は次のとおりである。

▽村事務所位置条例の一部改正
 ▽支所設置条例の一部改正

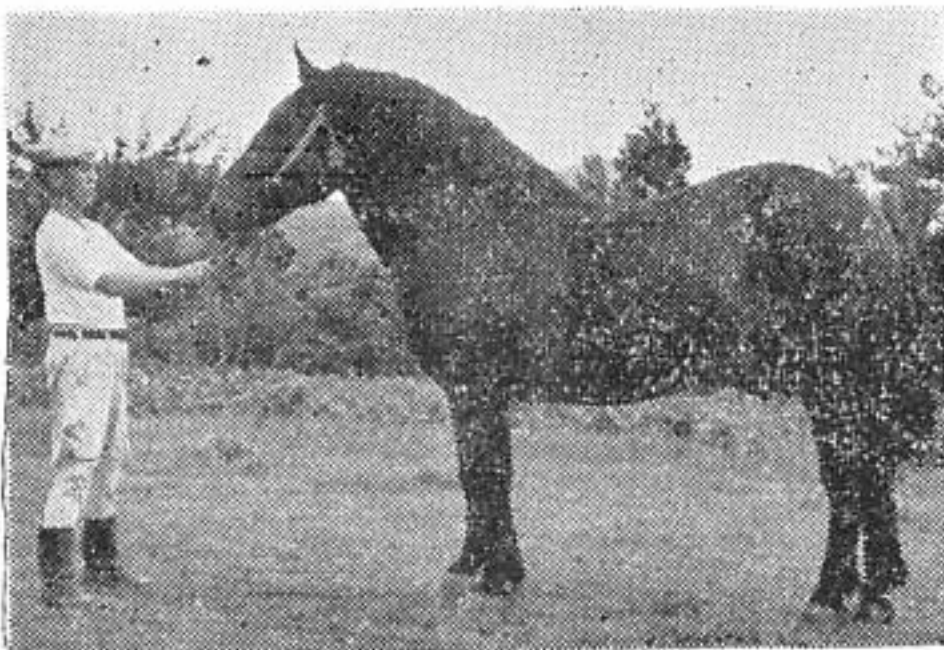
石高林道開設工事 総工費百六十五万円

▽請負契約締結の同意を求める
 本年度の事業に計画された石高林道開設工事(延長分)は七月十日行われた入札の結果により佐藤重次郎氏Ⅱ蔵Ⅱと請負契約する。請負金額は百六十五万円工事箇所は深山地内で延長七三五米巾員三米、着工は七月十五日、竣工は十一月末を予定している。

学校施設に重点

追加更正予算

▽三十二年度村歳入歳出追加更正予算
 追加額一、〇四八、七六五円で予算総額は四二、八一〇、五二五円になった。この度の追加予算の主な歳出は沼林道新原橋架替工事費五万、玉米小学校特殊学級費一、一、老方小学校理科教育振興設備費一〇万、住吉小学校小屋建築費二〇万、大台分校小屋及び風呂場建築費一〇万、玉米小学校構内遊園地施設補助



新種雄馬に

「勝栄号」

この度種雄馬の配置替が行われ本村に新馬「勝栄号」が配属された。これによつて長北号は近く送還される予定。

青年学級費、社会学級費が各一〇万、保健体育視聴覚費四万円になった。

小松栄男氏など五名 農委選任委員に選ぶ

▽農業委員会委員の推薦
 七月二十日から施行される農業委員会制度の改正法により、議会が推薦して村長が任命する選任委員(五名以内)に次の五氏が推薦された。

- 小松 栄 男 (館合)
- 遠 藤 徳太郎 (法内)
- 佐 藤 与吉郎 (館合)
- 畠 山 忠太郎 (老方)
- 遠 藤 孫 助 (法内)

▽玉米財産区有財産の処分
 玉米財産区有の①田代字南ノ沢地内の雑木立木約九六七棚②黒淵字六郎沢地内同七四五棚を村に寄附する。

宿地域、共同加入

電話の設置陳情

▽地域団体加入電話の設置を陳情
 大琴部落の電話架設は新村建設事業に計画していたが、地域の関係で多額の工事費や維持費を要することなどからまだ実現をみながつた。今度、地域加入電話の制度ができたのでこれを設置するよう関係筋に陳情する。

役場機構の充実と能率化

本庁に職員を多く吸収

第五回村議会でも条例の一部改正し七月二十三日から役場と支所の位置が変つた。
 新庁舎が建築されるまでの漸定として毎年役場と支所の位置が交替されるわけであるが、今度機会に、内部機構を強力なものにするため本庁に職員を多く吸収してこれまで二分されていた事務を統一し、充実と能率化をはかるようにした。
 したがつて支所職員は減員されたが賦課徴収、税務、地理、戸籍、配給、衛生の一部、諸証明等を取扱い、さしあつて地域民の利便の低下がきたさないよう配慮されている。

支所人事

七月二十三日玉米支所設置により同支所長に菊地菊太郎、同出納員に菊地貞雄が任命された。

種雄緬山羊検査

本年度定期種雄緬山羊検査が八月十九日次により実施される。

▼午前九時～十一時(役場前)
 ▼午後一時～三時(支所前)

勝栄号のメモ

重 半血 黒鹿毛 釧路産
 昭和三十年五月二十日生
 父 ペル 礼 勝
 母 中半 博 陽
 体高 一・四八メートル
 胸囲 二・二四メートル
 管囲 二三・八センチ

自転車・バイクの車籍登録

20日 まで

自転車やモーターバイク等の盗難予防対策として七月十日から八月二十日まで車籍登録を実施している。これは盗難、紛失等事故が発生した場合、車籍票により郡内全自転車店が警察署に協力して早期発見に努めるもので、自転車やバイク所有者は最寄自転車店より登録カードを受取り役場で所有者住所氏名と鑑札番号の記入を受けて自転車店に提出し、車籍票を取付け車籍カードを受取つて保管しておくものである。
 もし八月二十日後に車籍票の到着してない車は発見次第盗難防止上警察署に連絡することになつているので、必ずこの登録をされるよう望んでいる。
 なお車籍票、カードとして取付けの際一台について実費十円を支払うことになつている。
 戸籍手数料四〇円に
 戸籍手数料令が一部改正されて八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。
 【戸籍係】

改正法による新農委発足

会長に阿部直一郎氏再選

四月二十日公布になつた農業委員制度の改正法が七月二十日から施行された。

改正法のねらいは一市町村に二以上ある委員会の統合と、これにともなう委員定数等の規定が主なるもので、本年七月十九日に任期が満了する全国大部分の農委は同月十六日一齊に選挙が行われた。

本村では合併と同時にすでに統合され、七月十九日を境に任期がまたがつていたので選挙は行われなかつたが、村長の選任する委員は改正法が適用されるの

で新たに議会から推薦される委員(学識経験者)五名、各農業団体(農協・農業共済)から一名づつ推薦される委員五名が二十三日に任命された。

したがって現行の選挙委員十五名と選任委員十名で委員会が構成されるが、本村の選挙委員は改正法の基準で「一〇人から五人までの間で条例で定める定数」となるので、昭和三十四年の改選前に改められることになつてゐる。

広汎に弾力性もつことになつた所掌事務

改正法では委員会が従来事務

引揚者給付金の請求

八月五日から受付

本村では八月五日から引揚者および引揚者遺族の、引揚者給付金等支給法による請求の受付を始めることになつた。

この法律の趣旨は同法第一条に示されているが引揚者、その遺

族、および引揚前に死亡した者の遺族に対し、法律の定めるところによつて給付金を支給するものである。この引揚者または引揚遺族とは終戦を前後して外地に生活の本拠を有していた者あるいはその遺族で、給付金を請求できる資格は在留期間や引揚の時期等によつて生じ、支給金額も年令により異なつてゐる引揚者給付金を受ける権利の認定は受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行うもので、本村では請求の受付に先だち有資格者を調査して該当者に通知し役場に出頭していただくことになつてゐる。

農事試験場で參觀デー

八月十八日、二十日

秋田農事試験場では恒例の「參觀デー」を次によつて開設することになり、農家の方々の来場を望んでいる。

【厚生係】

少なくなつたレントゲンの受診者

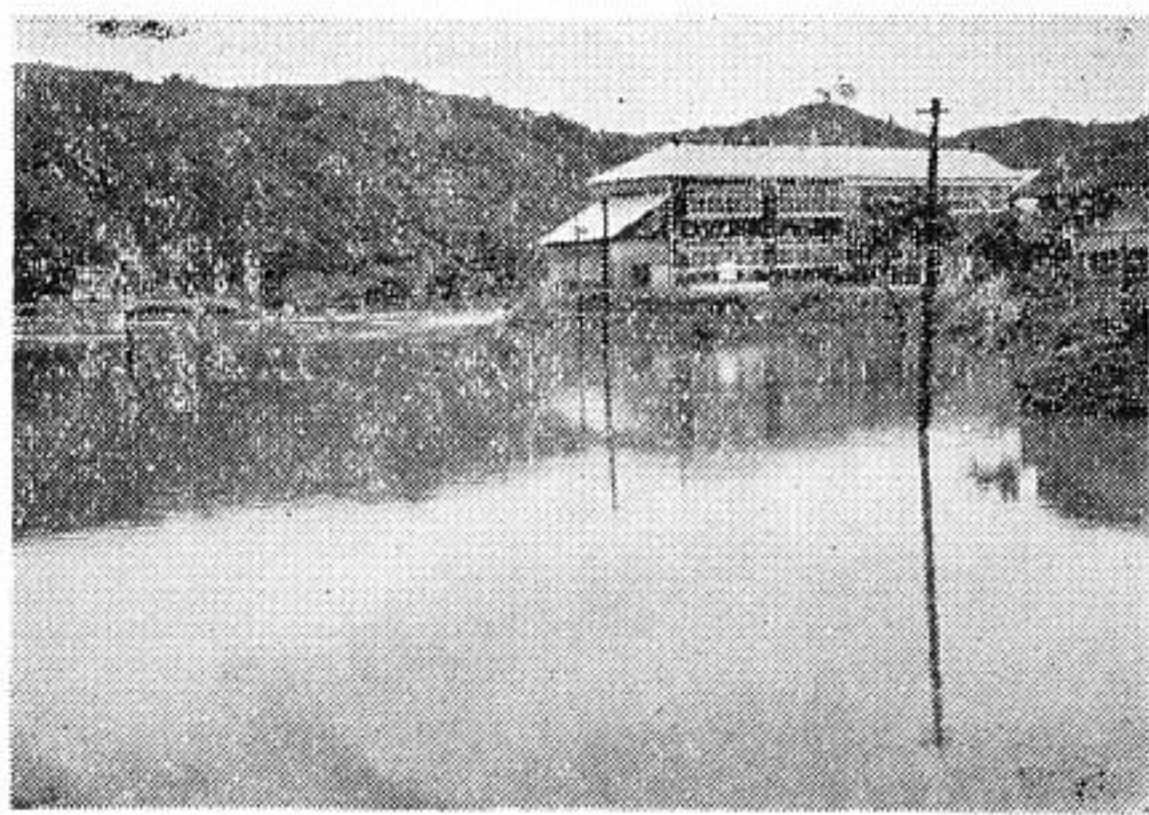
を受けた者は児童生徒一八〇名、一般その他九八四名で昨年、一昨年からすると一般の受診者が少なくなつてきている。亡国病といわれる肺結核は早く発見して早く療養することが何よりも大切で、打診で判るときはもうヤマイがコーモーに入つたとき。

七月二十七日初会議

会長代理に菅原氏

改正法施行後の初会議は七月二十七日玉米支所で開催され、会長等の選挙が行われた。

会長には阿部直一郎氏が満場一致で推薦され、ついで農協会議議員(一号議員)は会長兼任の可否について投票が行われ結果は多数で会長が兼任することに決つた。会長職務代理は、七月十七日以降前会長と職務代理が空席になつたので菅原鶴三郎氏が就任していたが、引続き就任することになつた。



(出)(水) まずは最少限の被害

水。一時は二十二年水害の再現かと心配されたが、水勢は正午を最高潮にして次第に減じ、まずは最少限度の被害で危機を脱することができた。これによる災害は水田冠水四一町、流失四町、埋没七町歩、床下浸水三〇戸、堤防

ひでり続きで水不足の悩みがいよいよ深刻になろうとした矢先七月七日夜来の慈雨変じて意外の豪雨となり八日午後二時まで降り続いた雨量は本村で百六十ミリを記録し、石沢川は最高三メートルまで増

ならびに土木災害それぞれ二箇所、橋梁流失一個所で昭和三十年水害に次ぐ災害である。

【写真】水の氾濫で時ならぬダムの町を現出した蔵地区(岩館坂より望む)



レントゲン撮影が七月十六日から現玉米支所で、二十二日から役場で実施された。三十五耗間接撮影

【写真】水の氾濫で時ならぬダムの町を現出した蔵地区(岩館坂より望む)

なお改正法で有資格者があつた場合は事務局に農地主事を置くことになつたので、遠藤正・中津川俊雄両名を委員会で任命し知事の承認を受けることになつた。